

報 告 事 項

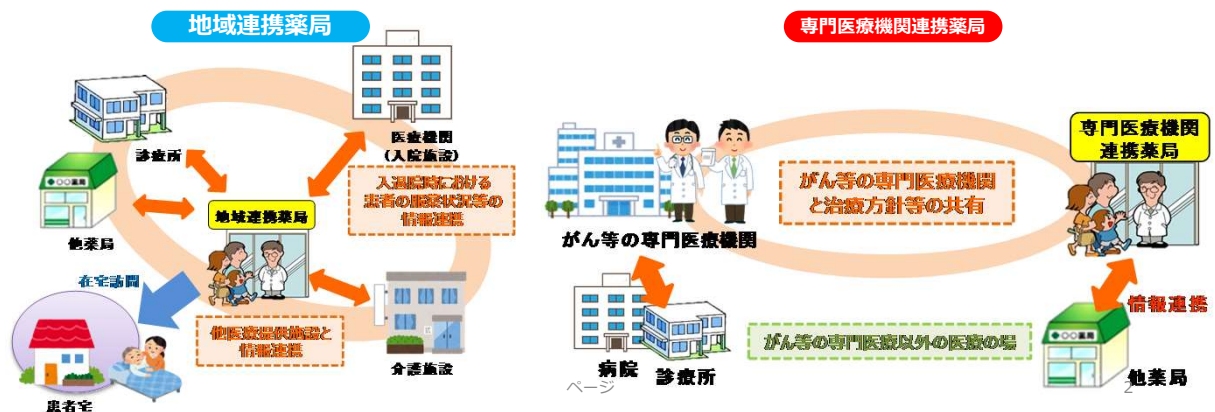
認定薬局制度の運用状況について

ページ

1

認定薬局制度の概要

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県知事の認定により名称表示を可能とする。（令和3年8月1日施行。**1年ごとの更新**）
 - ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
 - ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



認定薬局の役割

地域連携薬局

- **外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時**を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- **他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築**した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、**他の薬局の業務を支えるような取組**も期待。

専門医療機関連携薬局（がん）

- がん患者に対して、**がん診療連携拠点病院等との密な連携**を行いつつ、**より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応**できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう**他の薬局の業務を支えるような取組**も期待。

3

認定を受けると・・・

- 認定を受けた薬局（**地域連携薬局／専門医療機関連携薬局**）と称することができる。
 - ※ 認定を受けていない薬局は、これらの名称（紛らわしい名称を含む。）を称してはならない。
- 認定を受けた薬局は、**薬局の内側と外側の見やすい場所**に次の事項を**掲示しなければならない**。
 - ・ **地域連携薬局／専門医療機関連携薬局である旨** ・ **地域連携薬局／専門医療機関連携薬局の機能の説明**
 - ※ その他、認定証の掲示なども必要となる



ページ

4

認定基準の概要（基準の考え方）

- **患者が安心して相談しやすい体制**
 - 地域** 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
 - 専門** 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- **医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）**
 - 地域** 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
 - 専門** 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）
- **地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）**
 - 地域** 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
 - 専門** 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割
- **一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制**
 - 地域** 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
 - 専門** 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策
- **在宅医療に対応する体制**
 - 地域** 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

ページ

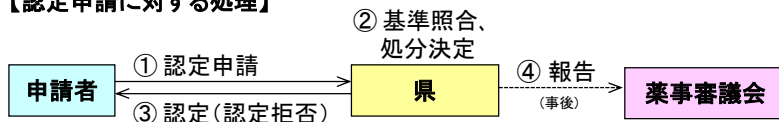
5

認定に係る福岡県薬事審議会の関与

- ・認定に係る事務に関する重要事項を調査審議させるために、地方薬事審議会を置くことができることが法令により規定されている。
- ・本県では令和2年度薬事審議会において、次のとおり福岡県薬事審議会が関与することを決定している。

すべての案件について、県で認定を行い、薬事審議会に事後報告

【認定申請に対する処理】



【認定への関与】

- 定例の薬事審議会において認定状況などの報告を行う(事後報告)
- 認定状況を踏まえて、薬事審議会の認定制度への関与について御審議いただく。

- ・今年度は、薬事審議会でも審議すべき案件が生じなかったため、認定状況などの報告のみを行う。

6

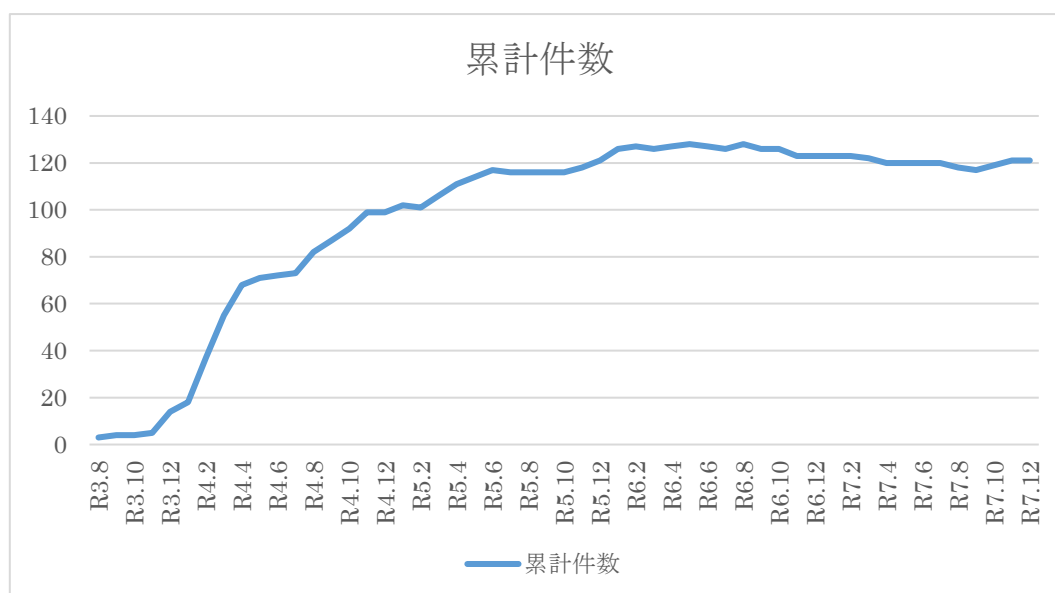
認定状況などについて（R7.12.1時点）

（１）保健所別認定薬局件数

保健所名	地域 連携薬局	専門医療機関 連携薬局
筑紫	15	
粕屋	9	
糸島	1	
宗像・遠賀	7	
嘉穂・鞍手	6	
田川	1	

保健所名	地域 連携薬局	専門医療機関 連携薬局
北筑後	5	
南筑後	5	
京築	8	
北九州市	17	1
福岡市	41	8
久留米市	7	2
計	122	11

（２）地域連携薬局累積件数



※令和7年1月1日～12月1日：新規16件、返納17件

【返納の主な理由】

- ・「常勤薬剤師の半数以上が継続1年以上勤務」の基準を満たさない
- ・「常勤薬剤師の半数以上が健康サポート薬局研修を修了」の基準を満たさない

※ 健康サポート薬局研修

健康サポート薬局で求められる、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修。技能習得型研修と知識習得型研修から構成されている。健康サポート薬局制度上は研修修了薬剤師となるには5年間の実務経験を要するが、認定薬局の基準上は、実務経験は不問。

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年12月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
1	専門医療機関連携薬局(がん)	福岡市薬剤師会薬局七隈店	福岡市城南区七隈七丁目42番25号	
2	専門医療機関連携薬局(がん)	そうごう薬局天神中央店	福岡市中央区天神1-3-38	天神121ビル1階
3	専門医療機関連携薬局(がん)	株式会社大賀薬局九大病院東門前店	福岡市東区馬出二丁目2番4号	
4	専門医療機関連携薬局(がん)	日本調剤九大前薬局	福岡市博多区千代4-30-7	
5	専門医療機関連携薬局(がん)	そうごう薬局久留米医大前店	久留米市旭町11番地	副島ビル
6	専門医療機関連携薬局(がん)	溝上薬局久留米医大前店	久留米市旭町55-2	
7	専門医療機関連携薬局(がん)	そうごう薬局塩原店	福岡市南区塩原三丁目24番26号	
8	専門医療機関連携薬局(がん)	さくら薬局和白店	福岡市東区和白二丁目1番40号	
9	専門医療機関連携薬局(がん)	アイン薬局九大南店	福岡市東区馬出3丁目1-1-2	
10	専門医療機関連携薬局(がん)	サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目2番24号	
11	専門医療機関連携薬局(がん)	アイン薬局九大会	福岡市東区馬出3丁目1-1-1	
12	地域連携薬局	そうごう薬局浮羽店	うきは市浮羽町古川1053番2	
13	地域連携薬局	そうごう薬局久留米医大前店	久留米市旭町11番地	副島ビル
14	地域連携薬局	日本調剤聖マリア病院前薬局	久留米市津福本町417-1	
15	地域連携薬局	きらり薬局日吉町店	久留米市日吉町116-6	
16	地域連携薬局	そうごう薬局行橋駅前店	行橋市宮市町2番1号	
17	地域連携薬局	そうごう薬局新田原調剤センター店	行橋市大字東徳永354番13	
18	地域連携薬局	さくら薬局行橋店	行橋市大字道場寺1409-5	
19	地域連携薬局	そうごう薬局行橋北泉店	行橋市北泉3丁目10番8号	
20	地域連携薬局	一般社団法人宗像薬剤師会会営宗像東薬局	宗像市光岡120-1	
21	地域連携薬局	有限会社宗像調剤薬局南店	宗像市自由ヶ丘9丁目1-2	
22	地域連携薬局	一般社団法人宗像薬剤師会会営宗像センター薬局	宗像市田熊5丁目5番1号	
23	地域連携薬局	株式会社大賀薬局徳洲会病院前店	春日市桜ヶ丘4丁目18	
24	地域連携薬局	株式会社モリ薬局	春日市春日原北町3-65	
25	地域連携薬局	そうごう薬局小郡中央店	小郡市小郡273番1号	
26	地域連携薬局	タカラ薬局志免	糟屋郡志免町志免中央3丁目6番21号	
27	地域連携薬局	そうごう薬局新宮中央店	糟屋郡新宮町中央駅前1丁目4-12	
28	地域連携薬局	さくら薬局新宮中央駅前店	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目17番4号	
29	地域連携薬局	うぐいす薬局	糟屋郡須恵町大字新原232-11	
30	地域連携薬局	さくら薬局粕屋店	糟屋郡粕屋町長者原西4丁目11番6号	

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年12月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
31	地域連携薬局	きらり薬局五条店	太宰府市五条1丁目18-35	
32	地域連携薬局	きらり薬局	太宰府市向佐野2丁目11-24	
33	地域連携薬局	中央薬局おおざの店	太宰府市大佐野4丁目16番1号	
34	地域連携薬局	そうごう薬局田隈店	大牟田市田隈924	
35	地域連携薬局	有限会社華林堂調剤薬局	大野城市月の浦1-26-9	
36	地域連携薬局	中央薬局つつい店	大野城市筒井1丁目2-1	竹下ビル1F
37	地域連携薬局	ハート薬局	筑後市上北島字七反田348-1	
38	地域連携薬局	そうごう薬局中間店	中間市通谷1丁目36番2号	
39	地域連携薬局	きらり薬局直方店	直方市頼野995-3	
40	地域連携薬局	そうごう薬局今光店	那珂川市今光3-30	
41	地域連携薬局	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	
42	地域連携薬局	福岡市薬剤師会薬局七隈店	福岡市城南区七隈七丁目42番25号	
43	地域連携薬局	日本調剤城南薬局	福岡市城南区神松寺一丁目5番22号	
44	地域連携薬局	オリブ薬局	福岡市城南区樋井川三丁目46番9号	
45	地域連携薬局	アイン薬局生の松原店	福岡市西区生の松原三丁目25番18号	
46	地域連携薬局	かもめ薬局	福岡市西区福重五丁目6番1号	
47	地域連携薬局	きらり薬局姪浜店	福岡市西区姪浜駅南一丁目2番1号	
48	地域連携薬局	そうごう薬局野方店	福岡市西区野方七丁目759番地4	
49	地域連携薬局	株式会社大賀薬局野芥調剤店	福岡市早良区野芥一丁目16番26号	
50	地域連携薬局	日本調剤福岡中央薬局	福岡市中央区天神一丁目2番12号	メットライフ天神ビル1F
51	地域連携薬局	そうごう薬局天神中央店	福岡市中央区天神一丁目3番38号	天神121ビル1階
52	地域連携薬局	きらり薬局 天神BiVi福岡店	福岡市中央区渡辺通四丁目1番36号	
53	地域連携薬局	株式会社樹調剤薬局	福岡市東区青葉二丁目8番37号	
54	地域連携薬局	マリア薬局	福岡市東区千早一丁目8番13号	
55	地域連携薬局	ココカラファイン薬局奈多店	福岡市東区奈多三丁目6番19号	
56	地域連携薬局	さくら薬局和白店	福岡市東区和白二丁目1番40号	
57	地域連携薬局	そうごう薬局塩原店	福岡市南区塩原三丁目24番26号	
58	地域連携薬局	壮健調剤薬局	福岡市南区皿山二丁目1番2号	
59	地域連携薬局	裕生堂薬局寺塚店	福岡市南区寺塚二丁目8番15号	金子アベニュー300 313号室

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年12月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
60	地域連携薬局	りんご薬局	福岡市南区大楠1-15-20	
61	地域連携薬局	新生堂薬局中尾店	福岡市南区中尾三丁目26番1号	
62	地域連携薬局	ちどり薬局	福岡市博多区千代五丁目18番7号	
63	地域連携薬局	日本調剤九大前薬局	福岡市博多区千代四丁目30番7号	
64	地域連携薬局	オーエス福津薬局	福津市日蔭野5丁目14番1号	
65	地域連携薬局	そうごう薬局豊前店	豊前市大字塔田761番	
66	地域連携薬局	そうごう薬局八屋店	豊前市大字八屋1875番1	
67	地域連携薬局	浅生いこい薬局	北九州市戸畑区浅生三丁目12番8号	
68	地域連携薬局	そうごう薬局小倉大手町店	北九州市小倉北区大手町12番4号	
69	地域連携薬局	有限会社まさき薬局緑ヶ丘店	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目1番23号	
70	地域連携薬局	そうごう薬局黒崎中央店	北九州市八幡西区筒井町4番1号	
71	地域連携薬局	そうごう薬局ひびきの店	北九州市八幡西区本城学研台三丁目1番10号	
72	地域連携薬局	そうごう薬局八幡中央店	北九州市八幡東区中央二丁目10番4号	
73	地域連携薬局	さくら薬局門司店	北九州市門司区大里新町3番9号	
74	地域連携薬局	ハート薬局	柳川市三橋町蒲船津390-9	
75	地域連携薬局	なの花薬局	糟屋郡新宮町夜臼5-5-19	
76	地域連携薬局	そうごう薬局花見店	古賀市花見南1丁目3番25号	
77	地域連携薬局	たたら介護薬局	福岡市東区八田一丁目4番65号	
78	地域連携薬局	日本調剤高取薬局	福岡市早良区高取一丁目3番20号	ファインガーデン高取1F
79	地域連携薬局	中央薬局朝倉つつみ店	朝倉市堤642番1	
80	地域連携薬局	あおぞら薬局	飯塚市柏の森946-8	
81	地域連携薬局	きらり薬局津古店	小郡市津古556番3	
82	地域連携薬局	光が丘調剤薬局	筑紫野市光が丘4丁目4-2	
83	地域連携薬局	裕生堂薬局千代町店	福岡市博多区千代四丁目24番25号	
84	地域連携薬局	タカラ薬局 舞鶴	福岡市中央区舞鶴一丁目6番1号 1F	
85	地域連携薬局	ココカラファイン薬局一の谷店	春日市一の谷1丁目170番	
86	地域連携薬局	そうごう薬局二日市店	筑紫野市湯町3丁目1番22号	
87	地域連携薬局	きらり薬局田島店	福岡市城南区田島四丁目13番5号	
88	地域連携薬局	そうごう薬局周船寺店	福岡市西区富士見二丁目14番5号	
89	地域連携薬局	そうごう薬局小竹店	鞍手郡小竹町勝野1159-1	

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年12月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
90	地域連携薬局	さくら薬局 水巻店	遠賀郡水巻町立屋敷1-14-52	
91	地域連携薬局	うめのき薬局	遠賀郡水巻町吉田東2丁目11-11	
92	地域連携薬局	株式会社 大賀薬局 前原浦志店	糸島市浦志2丁目1番28号	
93	地域連携薬局	さくら薬局久留米大学病院前店	久留米市旭町62番2	
94	地域連携薬局	とまと薬局	糟屋郡粕屋町大字仲原2531-6	
95	地域連携薬局	ココカラファイン薬局産業医大前店	北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目1番14号	
96	地域連携薬局	そうごう薬局香月店	北九州市八幡西区香月中央一丁目14番10号	
97	地域連携薬局	日本調剤久留米薬局	久留米市旭町25-3	
98	地域連携薬局	日本調剤医生ヶ丘薬局	北九州市八幡西区大浦一丁目13番21号	
99	地域連携薬局	やさしい薬局長尾店	福岡市城南区樋井川二丁目9番15号	
100	地域連携薬局	株式会社大賀薬局ちくし那珂川病院前店	那珂川市仲2丁目8-1	
101	地域連携薬局	アイン薬局鉄道記念病院店	北九州市門司区高田二丁目1番2号	
102	地域連携薬局	なかむら薬局	直方市津田町11-3	
103	地域連携薬局	平成薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目7番31号	
104	地域連携薬局	アイン薬局済生会大牟田病院店	大牟田市田隈810番地	
105	地域連携薬局	曾根ココフル薬局	北九州市小倉南区東貫二丁目1番22号	
106	地域連携薬局	株式会社大賀薬局那珂川店	那珂川市片縄5丁目19	
107	地域連携薬局	そうごう薬局 行橋西宮市店	行橋市西宮市2丁目2番28号	
108	地域連携薬局	西日本調剤センター薬局	北九州市小倉北区大手町13番4号	
109	地域連携薬局	そうごう薬局石丸店	福岡市西区石丸三丁目7番30号	
110	地域連携薬局	そうごう薬局月隈モール店	福岡市博多区東月隈四丁目1番14号	
111	地域連携薬局	きらり薬局 清川店	福岡市中央区清川三丁目15番26号1階	
112	地域連携薬局	八幡西調剤薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目12番1号	
113	地域連携薬局	菅原町調剤薬局	北九州市八幡西区菅原町3番8号	
114	地域連携薬局	そうごう薬局干隈店	福岡市早良区干隈三丁目11番7号 1階	
115	地域連携薬局	そうごう薬局美鈴が丘店	小郡市美鈴が丘1丁目5-5	
116	地域連携薬局	そうごう薬局広川店	八女郡広川町新代1389-2	
117	地域連携薬局	裕生堂薬局長丘店	福岡市南区長丘三丁目4番1号 第三浮羽ビル101号室	
118	地域連携薬局	そうごう薬局荒戸店	福岡市中央区荒戸二丁目2番40-1号	
119	地域連携薬局	そうごう薬局渡辺通店	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年12月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
120	地域連携薬局	そうごう薬局桜台店	筑紫野市桜台2丁目25-1	
121	地域連携薬局	アイン薬局宮田店	宮若市本城隠谷1755-4	
122	地域連携薬局	溝上薬局久留米医大前店	久留米市旭町55-2	
123	地域連携薬局	アイン薬局九大南店	福岡市東区馬出3丁目1-1-2	
124	地域連携薬局	クオール薬局古賀店	古賀市舞の里3-8-17	
125	地域連携薬局	クオール薬局福岡店	福岡市早良区田村二丁目15番35号	
126	地域連携薬局	セイコーメディカルブレーンアイランドシティ薬局	福岡市東区香椎照葉3丁目4番5号	
127	地域連携薬局	かぼちゃ薬局	豊前市大字三毛門776-1	
128	地域連携薬局	アイン薬局福岡日赤通り店	福岡市南区大楠二丁目3番10号寿ビル1階	
129	地域連携薬局	ルカ調剤薬局	田川市大字伊田2677番地の20	
130	地域連携薬局	アイン薬局九大店	福岡市東区馬出3丁目1-1-1	
131	地域連携薬局	アイン薬局筑紫野店	筑紫野市紫4丁目6番22号	
132	地域連携薬局	クオール薬局久留米店	久留米市天神町114	

地域連携薬局数

全数 4,328 (令和7年10月31日時点)

北海道	197	東京都	675	滋賀県	42	徳島県	31
青森県	30	神奈川県	364	京都府	122	香川県	55
岩手県	38	新潟県	102	大阪府	287	愛媛県	37
宮城県	98	山梨県	13	兵庫県	181	高知県	21
秋田県	25	長野県	56	奈良県	34	福岡県	116
山形県	32	富山県	42	和歌山県	14	佐賀県	9
福島県	84	石川県	32	鳥取県	31	長崎県	31
茨城県	154	岐阜県	48	島根県	14	熊本県	32
栃木県	60	静岡県	133	岡山県	53	大分県	27
群馬県	61	愛知県	180	広島県	111	宮崎県	19
埼玉県	262	三重県	66	山口県	31	鹿児島県	37
千葉県	216	福井県	17			沖縄県	8

専門医療機関連携薬局数

全数 230 (令和7年10月31日時点)

北海道	19	東京都	22	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	17	京都府	2	香川県	0
岩手県	2	新潟県	1	大阪府	20	愛媛県	3
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	9	高知県	0
秋田県	1	長野県	6	奈良県	1	福岡県	10
山形県	4	富山県	2	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	8	岐阜県	3	島根県	0	熊本県	2
栃木県	4	静岡県	5	岡山県	3	大分県	2
群馬県	3	愛知県	12	広島県	5	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	3
千葉県	16	福井県	0			沖縄県	1

大麻取締法等の改正に係る 対応状況について

令和7年度 薬事審議会

令和8年1月19日
薬務課麻薬係

1. 大麻草栽培規制法の対応状況について
2. Δ9-THCの残留限度値設定に係る対応について

大麻草栽培者免許について

- 法改正により「**大麻取締法**」から「**大麻草の栽培の規制に関する法律**」に名称が変更された。
- 大麻草の栽培免許について、栽培目的に応じた免許区分が新たに定められた。

【各大麻草栽培者免許の概要】

免許区分	栽培目的	栽培品種	免許権者
第一種大麻草採取栽培者	製品 ^{※1} の原材料 ※1 飲食品、化粧品、 建築用資材その他の資材、 嗜好品、飼料、肥料、 燃料	低THC品種 (0.3%以下)	都道府県知事
第二種大麻草採取栽培者	医薬品の原料	制限なし	厚生労働大臣
大麻草研究栽培者	大麻草の研究 ^{※2}		

※2 栽培を行わずに大麻草の研究を行う場合は**麻薬研究者免許**を取得（免許権者は都道府県知事）

大麻草栽培規制法の対応状況について

大麻草栽培者免許交付状況（R7.12.31時点）

- 本県では、1名の者に対し第一種大麻草採取栽培者免許を交付。
 - ↳ 栽培目的は「飲食料品」「建築用資材その他の資材」「燃料」の原材料の採取。

第一種大麻草採取栽培者への監視指導状況

- 免許申請時に加え、栽培の状況（播種、播種1月後等）に応じて立入調査を実施。
- 九州厚生局麻薬取締部と合同で収去検査を実施。大麻草1品種を収去し、 $\Delta 9$ -THC濃度が基準値以下の大麻草を栽培していることを確認。

大麻草の検査体制整備について

- 令和7年度に収去した大麻草の分析は九州厚生局麻薬取締部が実施。
- 令和8年度以降、本県においても大麻草の分析を行えるよう検査体制の整備を進めていく。

1. 大麻草栽培規制法の対応状況について

2. $\Delta 9$ -THCの残留限度値設定に係る対応について

大麻草由来製品の成分規制について

- 大麻取締法においては、大麻由来製品（CBD製品等）は、大麻草の成熟した茎及び種から製造されなければならないとされていた。（**部位規制**）
- 法改正により、大麻取締法による**部位規制**から麻薬及び向精神薬取締法による**成分規制**へ移行するとともに、大麻由来製品に係る**Δ9-THC残留限度値**が設定された。
- 残留限度値を超える量のΔ9-THCを含有する製品は**麻薬**に該当する。

【製品等のΔ9-THC残留限度値】

種類	残留限度値	製品例
油脂（常温で液体のもの）及び粉末	10ppm	CBDオイル・CBDパウダー等
水溶液	0.1ppm	清涼飲料水・化粧水等
その他	1ppm	菓子類・電子タバコ等

※ 全ての製品は、常温における状態で区分を判断する。

危険ドラッグ製品の買上検査について

- 福岡県では、危険ドラッグによる県民の健康被害の発生を防止するため県内の店舗等から危険ドラッグ製品の買上検査を実施している。
- 令和7年2月に店舗から買い上げた製品について、残留限度値を超える $\Delta 9$ -THCが検出された。
- 他自治体の実施した買上検査においても残留限度値を超える $\Delta 9$ -THCが検出されており、引き続き、同成分の検査を実施していく必要がある。

15

【製品の概要】

商品名：
CBD EAST GUMMIES いちご味
性状：グミ（菓子類）

【製品の外観】



7

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の成立について

改正の経緯

- **令和3年1月～6月** 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の開催。とりまとめにおいて、「大麻から製造された医薬品の施用規制の見直し」、「大麻草の部位規制からTHC等有害成分に着目した規制へ見直し」、「大麻の「使用」に対する罰則の導入」が示された。
- **令和4年4月～9月** 厚生科学審議会に「大麻規制検討小委員会」を設置。「大麻等の薬物対策のあり方検討会」のとりまとめを踏まえ、大麻取締法・麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた技術的な検討を開始。小委員会のとりまとめにおいて、下記改正の方向性が示された。
 - ① 医薬品の施用規制の見直しによる医療ニーズへの対応
 - ② 大麻使用罪の創設と有害成分（THC）に着目した成分規制の導入
 - ③ 製品の適切な利用と製品中のTHC濃度規制
 - ④ 大麻草の栽培及び管理の規制の見直し
- **令和5年1月12日** 医薬品医療機器制度部会にて、上記とりまとめが了承。
- **令和5年10月24日** 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案 閣議決定・国会提出
- **令和5年12月13日** 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 公布

16

国会審議の状況

- **衆議院** 令和5年11月8日 厚生労働委員会 提案理由説明 質疑・参考人の意見陳述・参考人に対する質疑 賛成多数により可決
- **参議院** 令和5年11月10日 厚生労働委員会 賛成多数により可決
- **衆議院** 令和5年11月14日 本会議 提案理由説明 賛成多数により可決
- **参議院** 令和5年11月16日 厚生労働委員会 提案理由説明 賛成多数により可決
- **衆議院** 令和5年11月30日 厚生労働委員会 参考人の意見陳述・参考人に対する質疑 賛成多数により可決
- **参議院** 令和5年12月5日 厚生労働委員会 質疑 賛成多数により可決
- **衆議院** 令和5年12月6日 本会議 賛成多数により可決・成立

大麻取締法及び大麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

(令和5年12月6日成立・13日公布)

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、大麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻草から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：大麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、大麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】（※）大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」（改正）

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

現状及び課題

- 従来、大麻については医療上の有用性がないと考えられており、**大麻取締法では、大麻から製造された医薬品の施用等が禁止**されている。しかしながら、近年、大麻草から製造された医薬品が、米国を始めとする欧米各国において承認されている。また、麻薬に関する国際条約である麻薬単一条約においても、大麻に関する規制の分類が変更され、**国際的にも大麻の医療上の有用性が認められた**。
- 日本においても、**大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」**について、**国内で治験が開始**されているが、上記のとおり施用等が禁止されているため、仮に医薬品として薬事承認された場合でも、医療現場において活用することができない。

※「エピディオレックス」

諸外国で承認されている大麻草由来医薬品の一つ。既存のてんかん薬に強い抵抗性を示す難治性のてんかん患者に対し、長期に発作頻度を大きく低下させる。日本における適用患者数は、推計で2万人～4万人。

18

改正の内容

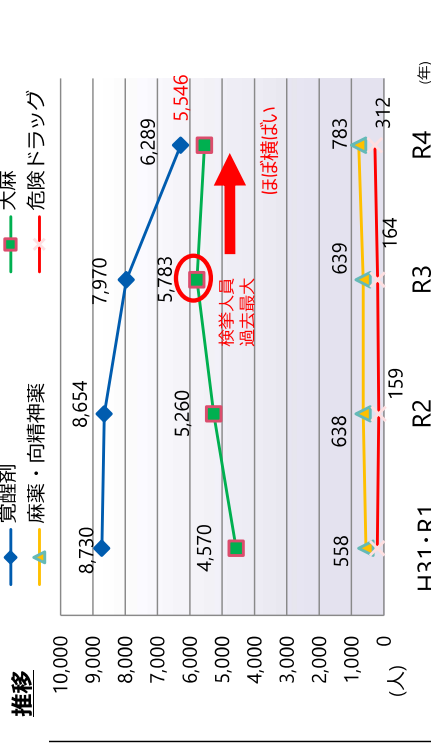
- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、**大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除**。
- 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、**麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）における麻薬の一つとして位置付ける**。
- これにより、大麻草から製造された医薬品（THCを含有するもの）は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用を可能とする。

2. 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

現状及び課題

- 薬物事犯の検挙人員のうち、**大麻事犯の検挙人員**が令和3年まで8年連続で増加し、令和4年も依然として**高水準で推移**。また、年齢別では、30歳未満が約7割となっており、**若年層における大麻乱用が拡大**している。
- 大麻について、他の規制薬物と異なり、その**使用について禁止規定及び罰則が設けられていない**。大麻に使用罪がないことが使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている。さらに、その所持に関する証拠が十分ではない場合、大麻の使用を取り締まることができない。
- 大麻は葉や花穂など、特定の部位に対する規制がなされているが、麻薬の場合には、有害成分を含有するか否かで規制されているという違いがある。
- 現行法で麻薬成分ではないカンナビジオール（CBD）自体の規制や製品中に微量に残留するTHCの規制が明確ではない。

検挙人員



改正の内容

- 大麻等を麻薬として位置付け、その不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、**麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）を適用**（7年以下の懲役刑）。
- ※ 大麻等の不正な所持、譲渡や輸入等の規制も、麻向法に基づく規制・罰則に移行（大麻所持：5年以下の懲役→7年以下の懲役）。
- 麻向法の有害成分規制への移行に伴い、麻薬成分ではない大麻草由来製品（例：カンナビジオール（CBD）製品）は、葉や花穂から抽出されたものも流通及び使用が可能となることから、保健衛生上の危害の発生を防止するため、**当該製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設ける**とともに、市場流通品の監視指導を徹底する。
- ※ 限度値や限度値を担保する検査法などは、追って公表。民間の製品検査体制は、麻薬研究者免許を取得した検査事業者等により実施。
- 大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に大麻成分（麻薬）を生じ得る一部の成分（例：THCA）について、麻薬とみなして規制を行う。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

現状及び課題

- 大麻栽培者（都道府県知事による免許制）について、昭和29年以降大きく減少を続け、令和3年では27名にまで減少しており、神事・祭事への大麻草の利用などの**伝統的な麻文化の継承も困難**になっているという指摘がある。
- 近年、**大麻草の活用方法が変化**（例：医薬品、CBD、バイオプラスチックなど）しているが、**栽培免許の栽培目的が対応していない**。
- 欧米では、大麻草の栽培に関し、**大麻草の有害成分の濃度の上限値を設けて、安全性を確保**しているが、日本では盗難防止等の栽培管理規制が中心になっており、栽培者の負担が大きい。

改正の内容

- 大麻取締法は、主として大麻草の栽培規制に関する法律となるため、「**大麻草の栽培の規制に関する法律**」に変更。
- 大麻草の栽培免許について、「**大麻草の製品の原材料とする場合**」（**第一種**）と「**医薬品の原料とする場合**」（**第二種**）に区分する。さらに、大麻草からの成分抽出等の加工（繊維の採取等を除く）は、上乗せで、許可制度を設定。
- **第一種免許**の下で栽培可能な大麻草について、**有害成分（THC）の濃度が基準値以下の大麻草から採取した種子等※を用いて栽培**しなければならぬ管理方法とし、行政が定期的に収去検査を実施。栽培者に対する行政への報告事項の追加、帳簿の備付け、廃棄の届出、保管義務等の規定を整備。

※サンプリングのガイドラインを作成する他、上限値以下の大麻草から採取された種子等の検査を担う登録検査機関を別途定める。

＜現行＞	
大麻栽培者免許	目的 繊維・種子を採取する目的
免許権者	都道府県知事 (有効期間1年)



＜改正後＞

＜改正後＞		目的	免許権者	有害成分の規制
第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	都道府県知事 (有効期間3年)	基準値以下の大麻草の種子等を用いて栽培	
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣 (有効期間1年)	医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能	

- 大麻草採取栽培者等が厚生労働大臣の許可を受けた場合に、発芽可能な大麻草の種子の輸入を可能にする。大麻草採取栽培者による発芽可能な種子の譲渡は、他の大麻草採取栽培者による栽培目的等に制限する。
- 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。